

令和6年度 鹿児島市立美術館 博物館実習申請要項

1 目的

博物館法及び博物館法施行規則に基づき、学芸員資格取得に関する単位を修得するための実習とする。

2 実習期間

令和6年8月22日(木)～8月27日(火)

3 受入対象（以下の条件を全て満たすもの）

- (1) 県内の大学に通い博物館実習を希望する学生等。または、県外の大学に通い博物館実習を希望する鹿児島県出身者。（ただし、県外の大学からの受入人数は1校につき1人を基準とする。）
- (2) 博物館法施行規則第1条に定められた博物館に関する科目の単位を履修済み、または履修中の者。
- (3) 各所属大学の責任のもと、実習開始までに万一の事故に対応した対物・対人等の保険に加入している者（受講が決定した場合は、実習開始までに大学が取りまとめて該当する学生が保険に加入済みであることが分かる書類を郵送すること）。

4 受入人数

10人程度を上限とする。

5 申請の手続き ※ 書類送付前に電話でお問い合わせください。

受講を希望する場合は、大学の学長または学部長をとおして、文書で受講を申請する。

(1) 受講申請に係る必要書類(計3種)

ア 「受講申請書」(大学の書式) 1通

申請書は、学長、もしくは学部長等名による発信で、受講者の学部・学科等、学年、名前、大学の博物館実習担当者名と担当者メールアドレス、大学の連絡先(住所、電話番号)が記載されたもの。宛名は、鹿児島市立美術館長。

イ 「履歴書(顔写真貼付)」 1通

本人の現住所、実習中に連絡のつく電話番号と住所が記載されたもの。

ウ 「博物館実習受入回答書」等返送用長形3号封筒(84円切手貼付) 1つ

※ 大学担当者宛に通知するので、大学担当者等の宛名を記入したもの。

(2) 申請の期間

令和6年4月1日(月)～4月30日(火)までとする。(郵送に限り、当日消印有効)

(3) 評価について

博物館実習に関する大学が求める評価がある場合は、依頼文等を博物館実習がはじまるまでに郵送するか、実習時に実習生が直接持参する。その際、評価及び実習日誌等の返送用にレターパックライト(または同等のもの)を美術館に提出する。

6 受入可否の通知及び「博物館実習事前オリエンテーション資料」について

- (1) 受入の可否については、5月中に大学担当者へ文書で通知する。なお、希望者多数の場合は受入れができないことを御承知おきください。
- (2) 受入を認められた者には、後日「博物館実習事前オリエンテーション資料」を大学の担当者宛にメールで送付するので、受講者はそれに従い博物館実習に参加する。

【お問い合わせ及び申請先】

鹿児島市立美術館 博物館実習担当

〒892-0853 鹿児島市城山町4-36 電話 099-224-3400 FAX 099-224-3409